

～悩んでいるより相談を！～

(総合労働相談コーナーのご案内)

広島労働局では、技能実習生等外国人労働者の方の賃金・労働時間等労働条件に関する疑問や職場でのいじめ、いやがらせ等労使間のトラブルの解決のお手伝いをするために、総合労働相談コーナーが設けられています。(中国語、ポルトガル語、スペイン語については、下記日時に母国語での相談が可能です。)

一人で悩まずに、まずは総合労働相談コーナーへ

TEL 受付時間は、いずれも9：00～17：00

082-221-9242 (ポルトガル語・スペイン語—毎週水曜・金曜日、中国語—毎週金曜日)

084-923-0005 (中国語—毎週水曜日)

所在地

広島市中区八丁堀6-30

広島地方合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部企画室

(広島労働局労働基準部監督課)

